

米国の対中投資規制最終規則(2025年1月2日施行予定)の概要

2024年11月5日

CISTEC 理事

国際輸出管理調査・協力部長

田上 靖

はじめに

2023年8月9日に米国の対中投資規制大統領令(懸念国における特定の国家安全保障技術・製品への米国投資への対処に関する大統領令)及びその実施下位規則案策定のための通知(ANPRM)が発行されたが、その概要は下記の賛助会員コーナー掲載解説で説明の通りである。

○米国の対中投資規制大統領令及びその実施下位規則案策定のための通知(ANPRM)の概要(速報)(2023.8.10)

<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20230810.pdf>

この度、本2024年10月28日に、上記の対中投資規制大統領令に基づき、米財務省が対中投資規制の最終規則を発行し(原文URLは本解説末尾に記載の通り)、2025年1月2日から施行されることになった。そこで、本規則の重要なポイント及び概要を以下の通り、説明する。

なお、焦点の明確化、重要なポイントの理解の容易化を図るため、細かい枝葉を省略しているので、具体的な取引の可否の判断にあたっては、必ず、関連規則の原文を参照されたい。

◎本規則の重要なポイント

投資規制対象国(=本規則における懸念国)：中国、香港、マカオ

規制対象者：米国企業・団体・個人(US Person)

米国市民、米国永住権者、米国法又は米国内司法管轄権に基づいて組織された企業・団体
(そのような企業・団体の海外支店を含む)、又は米国内に存する者

米国企業・団体・個人の「支配下外国企業・団体」についての措置義務(§ 850.302)

米国企業・団体・個人は、仮に米国企業・団体・個人が行ったならば禁止取引となる「支配下外国企業・団体」(非米国所在の50%超保有子会社等)による取引を禁止・防止するための全ての合理的な措置を講じなければならない。

米国企業・団体・個人の非米国企業・団体・個人への指示禁止行為(§ 850.303)

米国企業・団体・個人は、仮に米国企業・団体・個人が行ったならば禁止取引となることを知り又は(知らないが)知りうる場合、非米国企業・団体・個人にその取引を行うよう指示してはならない。

禁止取引(§ 850.224)

「対象外国企業・団体・個人」(「懸念国企業・団体・個人」等)の先端半導体・マイクロエレクトロニクス関連、量子コンピュータ・量子情報技術、及び一定のAIへの「対象投資取引」を意味。

通知必要取引(米国企業・団体・個人又はその支配下企業・団体が行う場合、財務省への事前通知が必要となる取引) (§ 850.217)

「対象外国企業・団体・個人」(「懸念国企業・団体・個人」等)の上記「禁止取引」にあたらない以下のIC及び一定のAIへの「対象投資取引」を意味。

- (a) § 850.224(c)(禁止取引)に規定されていない集積回路(IC)の設計
- (b) § 850.224(d)(禁止取引)に規定されていない集積回路(IC)の製造
- (c) § 850.224(e)(禁止取引)に規定されていない集積回路(IC)のパッケージング
- (d) § 850.224(j), (k)(禁止取引)に規定されていないAIシステムの内の一一定のものの開発

例外取引(上記の「禁止取引」、「通知必要取引」にあたる場合でも、禁止、通知必要にならない取引類型)の重要例

「禁止取引」又は「通知必要取引」であっても、財務長官が指定した国(現段階では未公表)の企業が関与している場合であって、当該国政府が米国家安全保障上の懸念に適切に対処していること又は対処するであろうことを財務長官が、国務長官、商務長官及び関連省庁の長との協議の結果、認定した場合は、禁止、通知必要とはならない。その認定内容は公表する義務あり。

「通知必要取引」についての通知義務

「通知必要取引」を行う米国企業・団体・個人は、財務省に当該取引を通知しなければならない。

「支配下外国企業・団体」の一定の取引についての通知義務

米国企業・団体・個人は、仮に米国企業・団体・個人が行ったならば通知必要取引となる「支配下外国企業・団体」による取引につき、財務省に対し、当該取引を通知しなければならない。

米国企業・団体・個人が取引完了日後に「対象投資取引」であることを知った場合の通知義務

米国企業・団体・個人は、取引完了日以降に、当該取引が「対象投資取引」(「通知必要取引」、「通知必要取引」にあたるかどうかを問わない)であることを知った場合、速やかに、遅くともそれを知ってから30暦日以内に、財務省に対し当該取引を通知しなければならない。

罰則(§ 850.701)

違反者、違反未遂者、違反共謀者、違反共犯者に対する罰則は以下の通り、

(1)行政罰

最高 25 万ドル又は違反取引額の 2 倍に相当する額

(2)刑事罰

・ 法人違反者：最高 100 万ドルの罰金

・ 個人違反者：最高 100 万ドルの罰金及び/又は 20 年以下の収監処分

◎本解説目次

[はじめに]

[本解説の重要ポイント]

[本規則の概要] :

1. 投資規制対象国(=本規則における懸念国)(§ 850.207)
2. 規制対象者(§ 850.101, § 850.229)
3. 親企業・団体・個人の定義(§ 850.219)
4. 支配下外国企業・団体の定義(§ 850.206)
5. 米国企業・団体・個人の「支配下外国企業・団体」についての措置義務(§ 850.302)
6. 米国企業・団体・個人の非米国企業・団体・個人への指示禁止行為(§ 850.303)
7. 懸念国企業・団体・個人の定義(§ 850.221)
8. 対象外国企業・団体・個人の定義(§ 850.209)
9. 生産(Produce)の定義(§ 850.223)
10. 製造(Fabricate)の定義(§ 850.214)
11. パッケージの定義(§ 850.218)
12. 先端パッケージングの定義(§ 850.201)
13. 対象活動(§ 850.208)
14. 禁止取引の定義(§ 850.224)
15. 通知必要取引(米国企業・団体・個人又はその支配下企業・団体が行う場合、財務省への事前通知が必要となる取引)(§ 850.217)
16. 対象投資取引の定義(§ 850.210)
17. 例外取引(上記の「禁止取引」、「通知必要取引」にあたる場合でも、禁止、通知必要にならない取引類型)(§ 850.501)
18. 「通知必要取引」についての通知義務(§ 850.401)
19. 「支配下外国企業・団体」の一定の取引についての通知義務(§ 850.402)
20. 米国企業・団体・個人が取引完了日後に「対象投資取引」であることを知った場合の通知義務(§ 850.403)
21. 罰則(§ 850.701)

[本最終規則の原文 URL]

[本規則の概要] :

1. 投資規制対象国(=本規則における懸念国)(§ 850.207) : 中国、香港、マカオ

2. 規制対象者(§ 850.101, § 850.229) : 米国企業・団体・個人(US Person)

米国市民、米国永住権者、米国法又は米国内司法管轄権に基づいて組織された企業・団体（そのような企業・団体の海外支店を含む）、又は米国内に存する者

3. 親企業・団体・個人の定義(§ 850.219)

「親企業・団体・個人」とは、以下の(a)～(c)のいずれかを意味する。

- (a)他の企業・団体に関し、直接的又は間接的に、他の企業・団体の議決権又は取締役会議決権のいずれかの50%超を保有する企業・団体・個人
- (b)他の企業・団体の経営者、役員、又はそれに準ずる地位の者
- (c)1940年投資顧問法で定義されている「投資顧問」を持つ、プール型投資ファンドである企業・団体の投資顧問

4. 支配下外国企業・団体の定義(§ 850.206)

「支配下外国企業・団体」とは、米国以外の国で設立された、又は米国以外の国の法律に基づいて組織された企業・団体であって、米国企業・団体・個人がその「親企業・団体・個人」であるものを意味する。

5. 米国企業・団体・個人の「支配下外国企業・団体」についての措置義務(§ 850.302)

- (a)米国企業・団体・個人は、仮に米国企業・団体・個人が行ったならば禁止取引となる「支配下外国企業・団体」による取引を禁止・防止するための全ての合理的な措置を講じなければならない。
- (b)米国企業・団体・個人の「支配下外国企業・団体」が、仮に米国企業・団体・個人が行ったならば禁止取引となる取引を行った場合、当該米国企業・団体・個人が当該取引を禁止・防止するための全ての合理的な措置を講じたかどうかを判断するにあたり、財務省は、米国企業・団体・個人及びその「支配下外国企業・団体」に関し、以下の(1)～(5)を考慮する。
 - (1) 当該米国企業・団体・個人及びその「支配下外国企業・団体」の間の、上記禁止に関する合意文書の締結
 - (2)米国企業・団体・個人によるその「支配下外国企業・団体」に関する統治権又は株主権の存在及び行使
 - (3)米国企業・団体・個人及びその「支配下外国企業・団体」による、上記禁止の遵守に関する定期的な研修及び内部報告義務の存在及び実施
 - (4)米国企業・団体・個人及びその「支配下外国企業・団体」による、適切かつ文書化された内部統制(内部で定期的にレビューされる内部方針、手続、又はガイドラインを含む)の実施
 - (5)内部方針、手続、又はガイドラインの文書化されたテスト及び／又は監査の実施

[注記 1] :

本条違反の認定、並びに執行及び罰則に関する決定は、米国企業・団体・個人が上記(b)が規定する措置を講じたか否かを含む、関連する事実及び状況の総合的な検討に基づいて行われる。

6. 米国企業・団体・個人の非米国企業・団体・個人への指示禁止行為(§ 850.303)

(a)米国企業・団体・個人は、仮に米国企業・団体・個人が行ったならば禁止取引となることを知り又は(知らないが)知りうる場合、非米国企業・団体・個人にその取引を行うよう指示してはならない。

上記の「米国企業・団体・個人が上記を知り又は(知らないが)知りうる場合の非米国企業・団体・個人への指示」とは、その米国企業・団体・個人が、非米国企業・団体・個人のために意思決定を行う権限又は意思決定に実質的に参加する権限を有し、その権限を行使して取引を指示、命令、決定、又は承認する場合を意味する。上記の権限は、米国企業・団体・個人が非米国企業・団体・個人の役員若しくは取締役である場合、又はその他の執行責任を有する場合に認められる。

(b)本項(a)が規定する権限を有し、以下の(1)～(3)の活動を行わない米国企業・団体・個人は、取引を指示、命令、決定、承認する権限を行使したとはみなされない。

- (1)取引に関する正式な承認及び意思決定プロセスへの参加(推薦を含む)
- (2)関連取引文書のレビュー、編集、コメント、承認、署名
- (3)投資対象（場合によっては、ジョイントベンチャー(合弁企業)パートナーなど、関連する取引の相手方）との交渉に従事

7. 懸念国企業・団体・個人の定義(§ 850.221)

「懸念国企業・団体・個人」とは以下の(a)～(e)のいずれかにあたる者をいう。

(a)以下の(1)～(3)の全ての条件を満たす個人：

- (1)懸念国(中国、香港、マカオ)の国民又は永住者。
- (2)米国民ではない。
- (3)米国永住権者ではない。

(b) 懸念国(中国、香港、マカオ)に「主たる事業所」を有する企業・団体、懸念国に本社を置く企業・団体、懸念国に設立された企業・団体、又は懸念国の法律に基づいて組織されたその他の企業・団体。

「主たる事業所」とは、企業・団体の経営陣がその活動を指揮、管理、又は調整する主たる場所を意味する。投資ファンドの場合は、ファンドの活動が主として経営者、役員、又は

これらに相当する者によって、又はこれらに代わって指揮、管理、又は調整される主たる場所を意味する(§ 850.222)。

(c)(i)懸念国(中国、香港、マカオ)の政府(その政治的下部組織、政党、機関を含む)、(ii)懸念国政府のために行動する者、又は(iii)懸念国政府が直接的又は間接的に、発行済議決権、取締役会議決権、株式・持分の50%以上、若しくは経営及び方針を指示する若しくは指示させる権限を保有する企業・団体

(d)上記(a)～(c)のいずれか又は複数が、直接的又は間接的に、発行済議決権、取締役会議決権、又は株式・持分の50%以上を保有している企業・団体

(e)上記(d)のいずれか又は複数が、直接的又は間接的に、発行済議決権、取締役会議決権、又は株式・持分の50%以上を保有している企業・団体

8. 対象外国企業・団体・個人の定義(§ 850.209)

「対象外国企業・団体・個人」とは以下の(1)～(3)のいずれかにあたるものと定義する。

(1) 「対象活動」(禁止取引又は通知必要取引)に従事する「懸念国企業・団体・個人」

(2) 上記(1)にあたる企業・団体・個人の役員の地位、議決権、株式・持分、又は経営若しくは方針を指示する若しくは指示させる契約上の権限を、直接的または間接的に保有する企業・団体・個人の内、一定の収入、利益を得ているか又は一定の営業経費を負担している者

(3) 850.210(a)(5)が規定する「対象取引」に関し、ジョイントベンチャー(合弁企業)に参加する「懸念国企業・団体・個人」

9. 生産(Produce)の定義(§ 850.223)

「生産」とは、エンジニアリング、製造、統合、組立、検査、試験、品質保証など、関連する技術や製品を実現するための開発後の段階のいずれかに従事することを意味する。

10. 製造(Fabricate)の定義(§ 850.214)

「製造(Fabricate)」とは、半導体材料のウェハー上にトランジスタ、ポリキヤパシタ、非金属抵抗、ダイオードなどのデバイスを形成することを意味する。

11. パッケージの定義(§ 850.218)

「パッケージ」とは、半導体デバイスを保護し、ダイの異なる部分間の電気的接続を提供するための様々なコンポーネント(集積回路(IC)ダイ、リードフレーム、相互接続、基板材料等)を

組み立てることを意味する。

12. 先端パッケージングの定義(§ 850.201)

「先端パッケージング」とは、集積回路(IC)の2.5次元 (2.5D) 又は3次元 (3D) アセンブリをサポートする方法で集積回路(IC)をパッケージすること(例：シリコン貫通ビア、ダイ若しくはウェハボンディング、ヘテロジニアス・インテグレーション、又はその他の高度な方法及び材料を使用した、1つ又は複数のダイ又はウェハーを直接の取り付け)

13. 対象活動(§ 850.208)

「対象活動」とは、「禁止取引」(§ 850.224) 又は「通知必要取引」(§ 850.217)をいう。

14. 禁止取引の定義(§ 850.224)

「禁止取引」とは、「対象外国企業・団体・個人」(「懸念国企業・団体・個人」等)の以下の(a)～(m)のいずれかにあたる行為への「対象投資取引」をいう。(ただし、§ 850.210(a)(5)が規定の「対象投資取引」については、当該ジョイント・ベンチャー(合弁企業)が行う以下の行為をいう。)

(a)集積回路(IC)や先端パッケージングの設計のための電子設計自動化ソフトウェアの開発又は製造

(b)以下の(1)～(3)のいずれかの開発又は生産：

- (1)集積回路(IC)の量産を行うために設計された前工程半導体製造装置。「ブランク・ウェハー又は基板」から「完成したウェハー又は基板」(すなわち、集積回路は加工されるが、ウェー ハまたは基板上にある)までの製造段階で使用される装置を含む；
- (2)量的先端パッケージングを行うための装置
- (3)極端紫外線(EUV)露光製造装置において、又は極端紫外線(EUV)露光製造装置と共に使用するためだけに設計された貨物、材料、ソフトウェア、又は技術。

(c)ECCN 3A090.a の性能パラメータを満たす若しくは超える集積回路(IC)、又は 4.5 ケルビン以下で動作するように設計された集積回路(IC)の設計；

(d)以下の(1)～(6)のいずれかの製造(fabricate)：

- (1)非平面トランジスタアーキテクチャーを使用する又は 16/14 ナノメートル以下の製造技術ノードを使用するロジック集積回路(IC)(完全空乏型シリコンオンインシュレータ(FDSOI) 集積回路(IC)を含む)；
- (2)128 層以上の NAND 型メモリー集積回路(IC)；
- (3)18 ナノメートルハーフピッチ以下の製造技術ノードを使用する DRAM 集積回路(IC)；

- (4)ガリウム系化合物半導体から製造される集積回路(IC)；
(5)グラフェン・トランジスタまたはカーボン・ナノチューブを使用した集積回路(IC)
(6)4.5 ケルビン以下で動作するように設計された集積回路(IC)；
- (e)先端パッケージング技術を用いた集積回路(IC)のパッケージング；
- (f)41,600 立方フィート以下の範囲内で、100 以上の倍精度 (64 ビット) ペタフロップス、又は 200 以上の単精度 (32 ビット) ペタフロップスの処理能力を理論的に提供できる、先端集積回路(先端 IC)によって実現されたスーパーコンピュータの開発、設置、販売、又は生産
- (g)量子コンピュータの開発、又は量子コンピュータの製造に必要な重要な重要部品・部分品(例：希釈冷凍機、2 段パルス管クライオクーラー等)の製造；
- (h)軍事、政府諜報、若しくは大量監視の最終用途のために設計された量子センシング・プラットフォームの開発若しくは製造、又は関連「対象外国企業・団体・個人」が軍事、政府諜報、若しくは大量監視の最終用途のために使用することを意図する量子センシング・プラットフォームの開発若しくは製造
- (i)以下の(1)～(3)のいずれかのために設計された量子ネットワーク若しくは量子通信システムの開発若しくは製造、又は関連「対象外国企業・団体・個人」が以下の(1)～(3)のいずれかのために使用することを意図する量子ネットワーク若しくは量子通信システムの開発若しくは製造：
(1)量子コンピュータの能力を拡張するためのネットワーキング(例：暗号の解読や侵害を目的としたもの)
(2)量子鍵配布のような安全な通信
(3)軍事、政府諜報又は大量監視の最終用途のためのその他のアプリケーション；
- (j)以下の(1)又は(2)のために専用に使用されるよう設計された、又は関連「対象外国企業・団体・個人」が以下の(1)又は(2)のために使用することを意図する AI システムの開発：
(1)軍事的最終用途 (例：兵器の照準、標的の特定、戦闘シミュレーション、軍用車両や兵器の制御、軍事的意思決定、兵器の設計 (化学兵器、生物兵器、放射性兵器、核兵器の設計を含む)、戦闘システムの後方支援・保守等)
(2)政府の諜報活動又は大量監視の最終用途 (例えば、テキスト・音声・映像のマイニング、画像認識、位置追跡、盗聴器などの機能の組み込み)；
- (k)以下の(1)又は(2)を超える計算能力を用いて訓練された AI システムの開発:
(1) 10^{25} (10 の 25 乗)の演算 (例: 整数演算、浮動小数点演算等)
(2)主に生物学的配列データを用いた 10^{24} (10 の 24 乗)の演算 (例: 整数演算、浮動小数点演算等)

(l) 上記(a)～(k)のいずれかに従事する 1 以上の「対象外国企業・団体・個人」との関係により、
§ 850.209(a)(2)の条件を満たす場合

- (m) 以下のいずれかにあたる者による「対象行為」(上記(a)～(l)の「禁止取引」、「通知必要取引」のいずれにもあたらないものを含む)：
- (1) EAR Entity List 掲載者
 - (2) EAR の「軍事諜報エンドユーザー」にあたる者
 - (3) SDN リスト掲載者又は 1 以上の SDN リスト掲載者にトータルで 50% 以上の株式・持分を保有されている者
 - (4) NS-CMIC リスト(中国軍産複合企業リスト)掲載者。
 - (5) 国務長官により外国テロ組織(FTO)として指定されている者。

15. 通知必要取引(米国企業・団体・個人又はその支配下企業・団体が行う場合、財務省への事前通知が必要となる取引) (§ 850.217)

「通知必要取引」とは、関連「対象外国企業・団体・個人」(「懸念国企業・団体・個人」等)の内、以下の(a)～(d)のいずれかにあたるものへの「対象投資取引」を意味する。(ただし、§ 850.210(a)(5)が規定の「対象投資取引」に関しては、関連ジョイント・ベンチャー(合弁企業)が行う対象取引取引(「禁止取引」以外)を意味する。)

- (a) § 850.224(c)(禁止取引)に規定されていない集積回路(IC)の設計
- (b) § 850.224(d) (禁止取引)に規定されていない集積回路(IC)の製造
- (c) § 850.224(e) (禁止取引)に規定されていない集積回路(IC)のパッケージング
- (d) § 850.224(j), (k) (禁止取引)に規定されていない AI システムであって、以下の(1)～(3)のいずれかにあたるもののが開発：
 - (1) 軍事的最終用途 (例：兵器の照準、標的の特定、戦闘シミュレーション、軍用車両や兵器の制御、軍事的意思決定、兵器の設計 (化学兵器、生物兵器、放射性兵器、核兵器の設計を含む)、戦闘システムの後方支援・保守等) 又は 政府の諜報活動若しくは大量監視の最終用途 (例えば、テキスト・音声・映像のマイニング、画像認識、位置追跡、盗聴器などの機能の組み込み) のための開発
 - (2) 「対象外国企業・団体・個人」又はジョイントベンチャー(合弁企業)が、以下の(i)～(iv)のいずれかに使用することを意図：
 - (i) サイバーセキュリティ・アプリケーション
 - (ii) デジタル・フォレンジック・ツール
 - (iii) 侵入テストツール
 - (iv) ロボットシステムの制御

(3) 10^{23} (10の23乗)を超える演算能力(例:整数演算、浮動小数点演算等)を使用した訓練

16. 対象投資取引の定義(§ 850.210)

(筆者注):

下記の対象投資取引の内の一定のものだけが、上記の「禁止取引」又は「通知必要取引」にあたる。

(a) 「対象投資取引」とは、米国企業・団体・個人による直接又は間接の以下の(1)~(6)のいずれかにあたる取引を意味する。

(1) 米国企業・団体・個人がその取得時点で「対象外国企業・団体・個人」であることを知り又は(知らないが)知りうる者の株式・持分又は条件付株式・持分の取得

(2) 米国企業・団体・個人がその提供時点で「対象外国企業・団体・個人」であることを知り又は(知らないが)知りうる者に対する貸付又は同様の融資の提供であって、その貸付又は同様の融資が、米国企業・団体・個人に対し、(i)「対象外国企業・団体・個人」の利益に対する持分、(ii)「対象外国企業・団体・個人」の取締役会メンバー(又はそれに準ずるもの)を指名する権利、又は(iii)株式投資に特徴的だが融資には典型的でない、他の同等の財務上又は統治上の権利を与える、又は与える見込みのあるもの

(3) 米国企業・団体・個人がその転換時点で「対象外国企業・団体・個人」であることを知り又は(知らないが)知りうる者の条件付株式・持分の株式・持分への転換(米国企業・団体・個人が2025年1月2日以降に当該条件付株式・持分を取得した場合に限る)。

(4) 懸念国(中国、香港、マカオ)における事業、土地、財産、その他の資産の取得、リース、又はその他の開発であって、その取得、リース、又はその他の開発の時点で、当該米国企業・団体・個人が以下の(i)又は(ii)に至ることを知り又は(知らないが)知りうる場合。

- (i) 「対象外国企業・団体」の設立
- (ii) 「対象懸念国企業・団体・個人」の関与

(5) 「対象懸念国企業・団体・個人」と共に設立されたジョイント・ベンチャー(合弁事業)(所在地を問わない)への参入であって、当該米国企業・団体・個人が当該合弁事業への参入時に、その合弁事業が「通知必要取引」又は「禁止対象取引」に従事することになることを知り又は(知らないが)知りうる場合。

(6) ベンチャー・キャピタル・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、その他のプール型投資ファンド(いずれの場合もファンドが米国企業・団体・個人でない場合)のリミテッド・パートナー又はそれに相当する持分の取得で、米

国企業・団体・個人がその取得時に半導体・マイクロエレクトロニクス、量子情報技術、又は人工知能分野の「懸念国企業・団体・個人」に投資する可能性があることを知り又は(知らないが)知りうる場合であって、かつ、当該ファンドが、仮に米国企業・団体・個人によって行われた場合「通知必要取引」又は「禁止対象取引」となる取引を行う場合

17. 例外取引(上記の「禁止取引」、「通知必要取引」にあたる場合でも、禁止、通知必要にならない取引類型)(§850.501)

(a)～(l):規則原文参照

(g) 「禁止取引」又は「通知必要取引」であっても、財務長官が指定した国(現段階では未公表)の企業が関与している場合であって、当該国政府が米国国家安全保障上の懸念に適切に対処していること又は対処するであろうことを財務長官が、国務長官、商務長官及び関連省庁の長との協議の結果、認定した場合は、禁止、通知必要とはならない。その認定内容は公表する義務あり。

18. 「通知必要取引」についての通知義務(§850.401)

「通知必要取引」を行う米国企業・団体・個人は、財務省に当該取引を通知しなければならない。

19. 「支配下外国企業・団体」の一定の取引についての通知義務(§850.402)

米国企業・団体・個人は、仮に米国企業・団体・個人が行ったならば通知必要取引となる「支配下外国企業・団体」による取引につき、財務省に対し、当該取引を通知しなければならない。

20. 米国企業・団体・個人が取引完了日後に「対象投資取引」であることを知った場合の通知義務(§850.403)

米国企業・団体・個人は、取引完了日以降に、当該取引が「対象投資取引」(「通知必要取引」、「通知必要取引」にあたるかどうかを問わない)であることを知った場合、速やかに、遅くともそれを知ってから30暦日以内に、財務省に対し当該取引を通知しなければならない。

21. 罰則(§ 850.701)

違反者、違反未遂者、違反共謀者、違反共犯者に対する罰則は以下の通り、

(1) 行政罰

最高 25 万ドル又は違反取引額の 2 倍に相当する額

(2) 刑事罰

・ 法人違反者：最高 100 万ドルの罰金

・ 個人違反者：最高 100 万ドルの罰金及び/又は 20 年以下の収監処分

本最終規則の原文 URL

◎Provisions Pertaining to U.S. Investments in Certain National Security Technologies and
Products in Countries of Concern

https://home.treasury.gov/system/files/206/TreasuryDepartmentOutboundInvestmentFinalRuleWEBSITEVERSION_0.pdf

以 上